

昌子の広場

第102報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



互助会住民訴訟完全勝訴 上伯太線監査結果出る

目次

- ・互助会住民訴訟完全勝訴 P1-2
- ・上伯太線住民監査結果出る P3-4
- ・昌子の広場 P4

この訴訟の一連の経緯

- H16.6 一般質問で互助会への補給金の
実態、市の厚生制度との重複、退会給付
金（ヤミ退職金）の実態を質問
- H17.2 互助会等への公金の投入の見直
しを求める議員の有志の会を結成。市町
村会に互助会のヤミ退職金の廃止を要
求
- H17.7 互助会のヤミ退職金支給に対す
る市からの補給金の返還を求め住民訴
訟（第 1 次訴訟）
- H17.12 互助会は職員厚遇に対する世論
に押されヤミ退職金を廃止。それに備え
積み立てた準備金の一部を自治体に返
還（①）
- H19.12 第 1 次訴訟で、補給金の返還を
認定（②）したが互助会と市は②の弁済
に返還金①を充当する合意をしたため、
損害はないとして第 1 次訴訟は敗訴
- H21.1 上記の充当の合意は市に損害を
与えたとして当時の市長に損害賠償を
求める第 2 次訴訟を提訴。同時に充当し
たため本来貰えるべき返還金が不足と
なっているのに、市がそれを互助会に請
求しないのは違法である事を裁判所に
確認を求めた。
- H22.2 その第 2 次訴訟が 2/18 大阪地
裁であり、市長らへの請求は棄却された
が、互助会に請求しない事は違法である
と認定した。訴訟費用は全額被告の負担
となり完全勝訴となった。

平成 16 年からあしかけ 6 年の長丁場のテ
ーマに一区切りがつきそうです。

和泉市が互助会に

1.46 億円

の返還請求をしないのは違法
裁判所が認定

互助会は現在精算中で対応が遅れ
ると取りはぐれる可能性がある。
市は早期に判決を確定し、互助会
に返還を求めるべきです。



退会給付金受給 Best3(和泉市)

	平成16年度	平成15年度
No1	9,715,526	10,697,552
No2	8,464,549	10,338,663
No3	7,211,209	9,912,730

掛金の 4 倍の
ヤミ退職金

この問題のきっかけは新聞でも大きく取り上げら
れた大阪市の職員厚遇問題でした。
そこで和泉市でも同様の問題が無いかを調べた結
果、正規の退職金以外に多い人は 1000 万円を超
えるヤミ退職金を受け取っていました。その原資の
大半は市からの補給金即ち税金だったので。
(次ページに続く)

私が訴えた互助会に関する住民訴訟で完全勝訴
市が互助会に清算金の返還請求を怠るのは違法！

互助会は多くの訴訟を起こされ、吹田市の裁判で敗訴し、最高裁でも同様の判断が出ることを危惧し、併せて厚遇批判に耐えられなくヤミ退職金制度は廃止されました。その際ヤミ退職金を貰うため駆け込み退職した職員が多数出たのには正直がっかりした記憶があります。

互助会はヤミ退職金制度の廃止に続いて、制度そのものを廃止し、現在精算中です。従ってこの判決を活かすためにも早期に裁判を確定し、互助会に返還請求をすべきです。

この裁判の概要

<主文で>

- ・主位的請求（市長らに損害賠償を求める請求）は棄却
- ・予備的請求を容認

被告和泉市長が、社団法人大阪府市町村職員互助会に対し、1億1801万5345円の清算金返還請求を怠ることは違法であることを確認する。

被告和泉市病院事業管理者が、社団法人大阪府市町村職員互助会に対し、2846万2792円の清算金返還請求を怠ることは違法であることを確認する。

- ・訴訟費用は被告の負担

<判決の意味すること>

上の「怠ることは違法であることを確認する」という意味は、地方公共団体自らが違法性を解消し、全体の公益を保護することを司法（裁判所）が促している事になります。判決を真摯に受け止め早期に違法な点を解消するよう行政は努めなければなりません。

<争点は>

争点	原告(私たち)の主張	被告(市ら)の主張	裁判所の判断
市長らの責任	合意充当はそれを行う合理的理由も無く、もっぱら訴訟対策として行われたもので、結果的に市に損害を与えた。市長らは損害を賠償する責任がある。	もともと互助会からの清算金は、仮に裁判で負けた時の請求権を含むものであり、従って弁済充当は市長らの裁量の範囲で何ら違法性は無い	このような合意充当は市長らの行為としては相当性を欠くとの疑いがあるが、別途互助会への請求権が発生するので、結論として市に損害は無い。従って市長らに損害賠償を求めることは出来ない
市が互助会に清算金の返還を怠る事は違法か	清算金①と一次訴訟で認められた互助会への請求権②は全く別のもので、①の一部を②に当てたのであるから、その分清算金が減っており、その分に関し市は互助会に請求する権利がある	もともと含んでいたものを当てただけで、この合意充当で清算金が減るものでない。又互助会は精算中で、新たな請求に対応する財力も無いから、仮に請求権が発生したとしてもそれを請求しないことは違法ではない	清算金①と請求権②は法律的に全く別の債権であり、合意充当によりその分清算金が減少し新たに請求権が発生する。又精算中である事が互助会への請求を行えない理由とは成り得ない。従って市が互助会に請求しないことは違法である

住民訴訟とはどんな制度なのか

住民訴訟とは自治体の首長や職員の違法な財務会計行為（例えば公金の支出、契約の締結、財産の管理等）に対し、その是正を求めて起こす訴訟で、住民監査請求を行っていただければいけません。仮に裁判に勝ってもその利益は全て自治体に帰属し、提訴した住民には直接的には何ら利益はありません。むしろ訴訟費用などの負担が生じます。

それなのに何故訴訟を起こすのかといえ、自治体の利益は結局その自治体の住民に還元される事になり、住民監査請求や住民訴訟を通して行政を監視することで、腐敗の防止や効率的な行政運営を促す効果を期待しているからです。ボランティアのようなものと考えれば大きく違いはありません)

私たちはこの訴訟を弁護士に依頼しない本人訴訟で行っています。弁護士に依頼する方が裁判の訴訟技術上有利である事は明らかですが、長くこのような活動を続けるのは費用の問題もありますし、多くの事件を抱える弁護士と違って、事件に対する思い入れがより強い本人が訴訟を遂行するメリットもあります。又仮に原告勝訴となれば弁護士費用を自治体に負担してもらわねばならず、それを避けるのも一つの理由です。

上伯太線監査結果出る お咎めなしの判断！



前市長の損害賠償責任を否定

和泉市監査委員 市道整備の監査請求

上のように新聞等で大きく報道されていましたが上伯太線道路問題について、オンブズ和泉の代表が請求していました住民監査請求に対し2月16日付けで監査結果が発表されました。請求に理由が無いとして棄却の判断です。

・何を問題として請求したか

自治体が何らかの事業を行うためには、それを予算として定め、議会の承認を受け、1.5億円を超える工事等の契約は議会議決が必要で、工事の内容の変更の場合も同様です。ところが新たに代替グラウンドを建設しなければならなくなったにも拘わらず、何ら予算措置もせず、契約もないまま工事を実行させました。又増額の補正予算の審議にそれらを明らかにせず（隠蔽し）議決を受けたもので、財政民主主義に反する極めて悪質な違法行為です。単なる手続き的瑕疵ではすまされません。もうひとつの問題は代替グラウンドの建設を含めグラウンドの復旧に約1.8億円も要したことになったのですが、このグラウンドをほぼ専用で使用する任意の団体である少年野球チームにこのような便宜供与が果たして許されるかと言うことです。王子グラウンドは今後市民球場として利用することが検討されていますが、代替グラウンドは2年弱の期間だけ使われるもので、既に撤去が始まっています。このような便宜供与は実質的に寄付にあたり、公益にかなうものでなければ出来ない事になっています。市と何ら権利関係も無い任意の団体である少年野球チームへの寄付は公益に当たらない事は明らかです。このような違法行為により市に損害を与えたもので、市は関与した前市長や職員に損害賠償を求めべきです。

・監査委員はどのような判断をしたか

< 手続き的違法性について >

代替グラウンドの建設に対し、予算措置がされていない事、議会の議決を受けていないことについて手続き上瑕疵がある事は関係部局も認めることである。

< 少年野球チームへの便宜供与について >

本来の地権者である泉北水道企業団との調整がなされていないことや一利用者に過ぎない少年野球チームの意向を強く受けて工事を進めたことには不合理な点もあるが、地元町会からの要望もあり代替グラウンドを整備したことが直ちに違法とは言えない。又便宜供与についてもどこまで市の裁量として認められるか判断出来ないのも違法とは言えない。

違法と言えない以上市に損害の発生は認められないので、関係職員にも損害賠償を求めることは出来ない。

< 市に対する要望 >

今回の結論はあくまで限られた時間と情報の中で判断したもので、現在「上伯太線道路整備事業対策委員会」で調査中であり、その結果で適切な処置をとるよう要望する。

・監査結果に対する感想

今回の監査結果を見ますと、監査委員はほとんど自分の判断をしていないことです。時間の制約等は言い訳に過ぎずません。住民監査請求の制度について

昭和62年 2月20日判決 最高裁第二小法廷は

住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させることを目的とするものである

と言っています。即ち訴訟等による解決ではなく、まずは自治体内部で問題解決を図る手段です。

このことを念頭にして監査結果を見てみますと

< 手続き的違法性について >

手続き的な瑕疵については関係部局も認めており、監査委員もそれについては異論は無いとしながら、違法な行いを行った結果、法的にのどのように措置すべきか何ら判断していません。今回の手続き的違法性は、単なる事務処理上の不手際にとどまらず、財政民主主義の根幹に関わるもので違法性は極めて高いと思います。それだけでも市に損害を与えた事は明らかです。

<少年野球チームへの便宜供与について>

監査委員も認めているように一利用者に過ぎない少年野球チームに6千万円もの費用をかけて代替グラウンドを整備したことは到底認められるものではありません。地元町会から要望があったとしても、安易に対応することは公金を扱う市として誠に慎まねばならない事です。要望にいちいち対応したのではいくらお金があってもたまりません。もともとこのグラウンドは水源の工事の結果出来た土地の一活用として行われたものです。その土地が使われなくなったからと言って代替グラウンドを整備し、それもリトルリーグの規格に併せてグラウンドを建設するなど考えられないことです。違法性は明らかで、地元からの要望があったとしてもそれを斟酌すべきではありません。これも結論を逃げた印象です。

常識的に考えても今回の事案が裁量の範囲に無いことは明らかで、判断出来ないと言った監査委員が言っているとは思いません。

<時間的制約等について>

今後の市の検討委員会の結論を待つような言い方ですが、監査委員は関係者を呼んで調査する権限を有しています。手におえないなら弁護士等外部の専門家の意見を聞くことも可能であるし、市の検討委員会と共同で検討することも可能であり、十分監査を尽くしたのかどうか極めて不満です。

・今後の対応

この監査を請求したオンブズ和泉代表は、この監査結果では到底納得出来ないし、このままでは市の調査もおざなりになり、全てが不問に付される可能性もあり、市民の税金を無駄に使った教訓が今後何ら生かされない結果となる危険があり、住民訴訟で司法の判断をあおぐ事になると言っています。

<議会報告会>

下記により 3 月議会や平成 22 年度予算の事などの報告会を開催します。御気軽にご参加頂き、皆様のご意見等をお聞かせ下さい。

- ・日時 4 月 17 日 (土) 14 時～16 時
- ・場所 小林昌子事務所
- ・参加費 無料

資料の準備の都合がありますので、ご参加の方は自宅までご連絡下さい。(54-2626 夜間 6 時～9 時)

- 2/1 和泉中央駅会報配布、榎尾川ダム定例会
- 2/3 和泉中央駅会報配布
- 2/4 ソロプチ合同委員会
- 2/5 裁判(ダンジリ)、榎尾川ダム記者会見、榎尾川ダム有識者会議傍聴
- 2/6 ソロプチバザー準備
- 2/8 和泉中央駅会報配布、榎尾川ダム臨時会合
- 2/10 和泉中央駅会報配布、総合計画後期計画検討市民会議傍聴
- 2/12 大阪府営水道勉強会、榎尾川調査、榎尾川ダム地元説明会傍聴
- 2/13 介護保険学習会
- 2/15 予算説明会
- 2/16 和泉府中駅会報配布
- 2/18 和泉府中駅会報配布、ソロプチ定例会
- 2/19 ごみ減量審議会、ダム臨時会合
- 2/20 榎尾川流木調査
- 2/21 緑ヶ丘自治会臨時総会
- 2/22 和泉中央駅会報配布、議運、病院経営状況説明会
- 2/23 北信太駅会報配布
- 2/24 光明池駅会報配布、環境審議会傍聴、市政相談会
- 2/25 和泉府中駅会報配布、共創和泉行財政懇話会傍聴、介護保険運営協議会傍聴
- 2/26 信太山駅会報配布、石尾っ子の会
- 2/28 和泉歴史館

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,000 円(3 か月分) 14-16 時
- ・79 回 3/13(土)教養と礼節を身につけていた女性(遊行女婦)たちの歌
- ・80 回 4/10(土)万葉の旅パート(4) 近江の万葉
- ・81 回 5/9(日)現地散策バスツアー ささなみの志賀の唐崎から蒲生野へ

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎ絵

- ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料
- ・3 月 10 日(水)13 時～16 時

パソコン講座(参加費無料)

- ・第 2、第 4 週の火曜 10 時～12 時、同じく 木曜 14 時～16 時
- ・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになります。

市政相談会

- ・第 2、4 水曜日 20:00～21:30

昌子の日記